

諫早市における 西九州新幹線 諫早市開業PRロゴマーク使用ガイドライン



いさはやとLINK
いさはやをLIKE

長崎県諫早市

西九州新幹線をより一層盛り上げるため、 ロゴマークをご活用ください！

- ・令和4年秋、西九州新幹線（長崎～武雄温泉）が開業します。
- ・諫早市においても、新幹線開業により、福岡、関西圏への時間短縮、島原半島へのアクセス拠点としての相互交流の拡大により、観光客やビジネス客の増加が期待されています。
- ・また、新しい諫早駅ビル『iisa』には、商業施設、バスセンターを併設予定としており、諫早の活性化が期待されています。
- ・西九州新幹線や新しい諫早駅ビルの開業を機に、諫早をより多くの方に知っていただき、盛り上げて行くことを目的にロゴマークを作成しました。
- ・西九州新幹線を盛り上げ、皆様に知っていただき、多くの方に諫早市に来ていただくことを目的としており、できる限りたくさんの方にご使用いただきたいと思いますと考えております。
- ・ぜひ、様々な場面でご活用いただきますよう、お願いします。

目次

P2	使用例	P9	著作権表示
P3	使用用途の届出	P10	留意事項
P4	届出から承認	P12	CM、広告等について
P5	基本デザイン	P13	Q&A
P6	色指定		
P7	背景等		
P8	NGパターン		



いさはやとLINK
いさはやをLIKE

2022 秋 西九州新幹線開業

ロゴマークの使用例

- 工事現場の看板にロゴマークを使いたい。
- 会社や団体の名刺、広報誌、HPにロゴマークを入れたい。
- 商品のパッケージにロゴマークを入れたい。
- 販促品としてロゴマークを入れたグッズを配布したい。

など

市に届出を行うことで、無料でロゴマークを使用できます。
(取扱要領及び本ガイドラインの留意事項等を遵守してください)

西九州新幹線 諫早市開業PRロゴマークを使用するには届出が必要です。

○ご使用の際は、Webで使用用途等について届け出てください。
個人で楽しむ場合は届出は不要です。

【届出方法】 諫早市開業ロゴ使用届出書を、市商工観光課へ提出してください

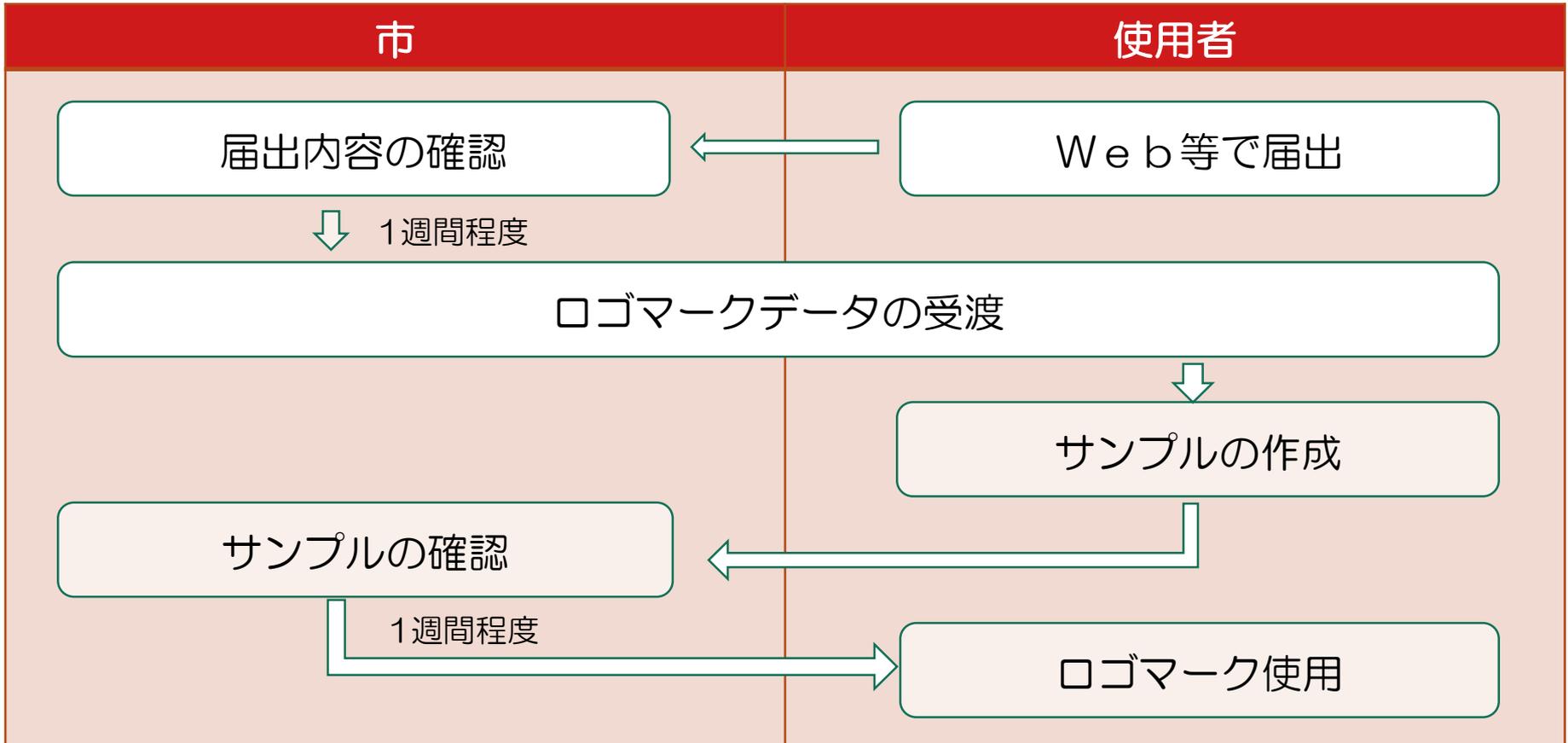
- ①窓口持参、②メール、③FAXのいずれかの方法でご提出ください
- Email: shoukou_kankou @city.isahaya.nagasaki.jp
- FAX : 0957-22-2462

項目	記載内容
お名前・ふりがな	事業所の場合は申込担当者、個人の場合は申込者
郵便番号・住所・電話番号 ファクス・メールアドレス	事業所の場合は事業所、個人の場合は自宅 ※ファクスは任意
題名	諫早市開業PRロゴマーク使用届
メッセージ本文	使用用途 事業所の場合は事業所名（屋号）

※上記項目以外は記載不要

不明な点は、商工観光課（TEL:0957-22-1500（代））へお問い合わせください。

届出からロゴマークの使用承認までの確認、審査に時間を要しますのでご了承ください。



いさはやとLINK
いさはやをLIKE

ロゴマークの使用例



いさはやとLINK
いさはやをLIKE



いさはやとLINK
いさはやをLIKE



いさはやとLINK
いさはやをLIKE



いさはやとLINK
いさはやをLIKE



○各々のサイズも自由ですが、はっきりと見える範囲でお使いください。

○ロゴマークを使用する場合は、この基本デザイン以外のフォントや色は使用できません。

ロゴマークのカラー表示

(各パターン共通。「西九州新幹線開業 2020 秋」無しの場合もカラーは変わりません。)



CMYK の場合  C:17 M:98 Y:100 K:0

 C:0 M:0 Y:0 K:55

 C:0 M:0 Y:0 K:90

RGB の場合  R:206 G:26 B:27

 R:148 G:148 B:148

 R:59 G:59 B:59

ロゴマークの単色表示



CMYK の場合  C:0 M:0 Y:0 K:100

 C:0 M:0 Y:0 K:65

RGB の場合  R:0 G:0 B:0

 R:125 G:125 B:125



①背景が「白」の場合 背景が白の場合はこのままご使用ください。

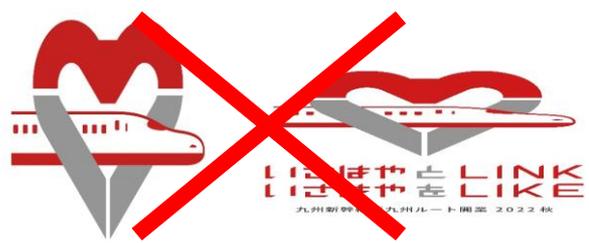


いさはやとLINK
いさはやをLIKE
2022 秋 西九州新幹線開業

②ロゴマークの視認性を高めるため、背景が「白以外」の場合は、白抜きデザインを使用してください。
周囲に「シロバ（ホワイトベース）」を確保する方法では使用出来ません。



ロゴマークの縦横比率を変える



背景色の上にそのまま載せる



回転する



吹き出しなどを加える



ロゴ上にオブジェクトを挿入しない



反転する



基本デザインのイメージを損なう使い方はできません。

(焼印により食品に直接印字する等、カラー色、単色の場合の色の濃淡、白色の表現ができない場合などについては、諫早市商工観光課にご相談ください。)

商品名・会社名・冠等には使用できません。

NGの例

- いさはやとLINK いさはやをLIKE チョコレート
- いさはやとLINK いさはやをLIKE 焼酎
- (株) いさはやとLINK いさはやをLIKE 商事
- 期間限定! 「いさはやとLINK いさはやをLIKE プラン」

OKの例

- (ロゴマークイラスト入り) ●●チョコレート
- (ロゴマークイラスト入り) ●●焼酎
- ロゴマークのキーホルダー

※特定の企業・団体や商品を応援、推奨する使用もできません。

著作権表示を必ず付けてください。



届け出た物件には、諫早市の著作権表示「**©諫早市**」を表記してください。
 (商品等自体に表記できない場合はタグやパッケージ等に記載してください。)

※「©諫早市」の書体(フォント)は自由ですが、判別可能な書体、大きさを記載してください。

ご不明な点等がありましたら、諫早市商工観光課あてお問合せください。
 電話：0957-22-1500

使用にあたっての留意事項

○諫早市又は西九州新幹線の品位を傷つけ、またはロゴマークのイメージを損なうような方法で使用しないでください。

○ロゴマークは使用取扱要領及び本ガイドラインに従って使用してください。

○法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるような用途で使用しないでください。

○特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与えるおそれのあるような方法で使用しないでください。

○下記の者に利益を与えるような方法で使用しないでください。

- ・暴力団、暴力団員
- ・役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者等
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

○その他、諫早市が不適當と認める方法で使用しないでください。



いさはやとLINK
いさはやをLIKE

使用にあたっての留意事項

- 使用が違反していると認められるときは、補正、使用中止、削除及び使用物件の回収等を要請することがあります。
- 補正、使用中止、削除及び使用物件の回収等を行った場合、使用者に損害が生じても、諫早市は一切の責任を負いません。
- 使用者が、使用によって、第三者に対しても損害又は損失を与えた場合でも、諫早市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負いません。
- 使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、諫早市は一切の責任を負いません。
- 使用にあたっては、製造責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解を与えないようにしてください。



いさはやとLINK
いさはやをLIKE

2022 秋 西九州新幹線開業

CM、広告等について



いさはやとLINK
いさはやをLIKE

① 個人で使用する場合

個人で楽しむ範囲で利用する場合は、届出の必要はありません。

ただし、企業（団体）として不特定多数の方に閲覧してもらう目的で利用する場合などは、届出が必要です。

（※個人で楽しむ例：個人のブログ、年賀状、名刺（個人）等）

② 届出を行った商品の写真を使用する場合

届出を行った商品を撮影し、その写真を広告等に掲載することは可能です。

なお、個別商品の応援はできませんので、表現等にはご留意ください。（P8もご参照ください。）

③ 新聞、雑誌等へ使用する場合

報道目的の場合、届出は不要ですが、新聞等への広告掲載や雑誌への掲載等は原則届出が必要です。（事前にご相談ください。）

Q & A

判断に迷われた場合は、ご相談ください。

Q 1 ロゴマークを使用するのに料金が発生しますか？

A 1 発生しません。届出を行った場合は無料で使用できます。

Q 2 個人で名刺を作りたいのですが、届出が必要でしょうか？

A 2 個人使用の範囲ですので、届出は不要です。ただし、企業（団体）として使用するなど、組織的に使用される場合は届出が必要です。

Q 3 子どもがロゴマークの絵を描きたいのですが届出が必要ですか？

A 3 個人使用の範囲ですので、届出は不要です。

ただし、団体（〇〇高校美術部等）が大会やイベントのお出迎え用看板などで一般の方等に見てもらおうことを目的とする場合は、届出が必要となります。様々なケースが考えられますので、ご相談ください。

Q4 ロゴマークの画像データは、どのように入手できますか？

A4 届出をいただきますと必要なデザインデータをメール等で提供いたします。

Q5 商品名等にロゴマークに表示されている「いさはやとLINK いさはやをLIKE」という表現を使用できますか？

A5 商品名・会社名・冠等には使用できません。（P8もご参照ください。）

Q6 届出を行った商品の写真を使用することはできますか？

A6 商品の写真をチラシ等に使用することは可能です。
その場合、写真の側に諫早市の著作権表示を記載してください。
（©諫早市）

Q7 企業内部の資料にロゴマーク等を使用する場合、届出が必要ですか？

A7 企業内部で協議資料等に使用する場合は、届出は不要です。